

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の  
骨子（案）の解説

# I 条例制定の背景と考え方について

## 1 条例制定の背景

人生100年時代の到来が予想される中、生涯を通じて生き生きと暮らすためには、健康寿命の延伸が重要ですが、本市の一人当たり医療費は年々増加傾向にあり、市民の平均寿命及び平均自立期間は男女とも神奈川県平均を下回っている状況にあります。また、健康・食育に関するアンケート調査結果からも、一人一人の主体的な健康づくりをより一層推進する必要があります。

これらの健康課題を解決していくためには、行政主導の取組や個人の努力だけでは改善が難しいことから、市民のヘルスリテラシー（健康情報の活用力）を高め、市民が自身の健康は自分で守るという意識を持って健康づくりに主体的かつ継続的に取り組めるよう、市、市民、事業者、保健医療関係者、教育機関等が一体となって地域全体で健康づくりを推進していく機運の醸成が必要です。

### (1) 平均寿命と平均自立期間の状況

令和6年度の市民の平均寿命は、国及び県と同程度ですが、平均自立期間は男女とも国及び県を下回っている状況です。

平均寿命と平均自立期間の状況(令和6年度) 単位：歳

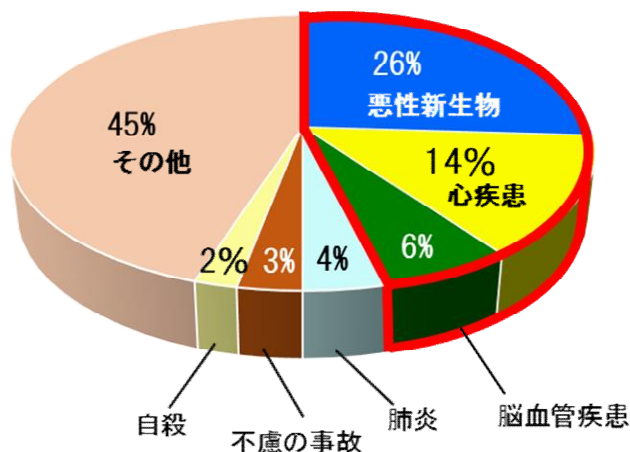
	平均寿命		平均自立期間	
	男性	女性	男性	女性
厚木市	81.7	87.4	79.3	83.5
県	82.0	87.9	80.0	84.1
全国	81.5	87.6	79.7	84.0

出典：厚木市国保データベース（令和6年度累計分）  
平均自立期間……要介護2以上になるまでの期間

### (2) 主な死因の状況

令和5年度の市民の主たる死因の状況について、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患等生活習慣と関わりの深い疾患が主要死因の約5割を占めています。

厚木市における死因の状況(令和5年度)



出典：神奈川県「令和5年神奈川県衛生統計年報統計表」

### (3) 医療費の状況

令和6年度の本市の国民健康保険一人当たりの医療費は県平均を上回り、令和2年度との経年比較は、国及び県平均を上回る増加割合となっています。

年度別被保険者一人当たりの医療費の状況

	令和2年度 (円)	令和3年度 (円)	令和4年度 (円)	令和5年度 (円)	令和6年度 (円)	R2→R6 (%)
厚木市	24,611	26,013	26,072	26,835	28,000	13.8
県	24,671	26,263	26,679	27,532	27,990	13.5
国	25,629	27,039	27,570	28,443	28,858	12.6

出典：厚木市国保データベース（令和6年度累計分）

### (4) 市民の生活習慣に関する状況

本年9月に市民3,000人を対象に実施した健康・食育に関するアンケート調査結果から、下記のとおり、市民の生活習慣に関して、改善の働きかけを強化する必要があることが分かります。

#### ア 栄養・食生活

(ア) 朝食を毎日食べる割合が小学生、中学生及び高校生の世代で前回調査（令和元年度実施）より減少しています。

(イ) 20代、30代の男女とも朝食をとらない割合が増加しています。

(ウ) 20代女性の4分の1がやせすぎ（BMI 18.5未満）の傾向にあります。

#### イ 運動・身体活動

(ア) 週2回30分以上の運動ができていない成人の割合は5割を超えています。特に40代は男女ともに7割を超えている状況です。

(イ) 睡眠・休養・こころ

(ウ) 成人で、睡眠で休養が十分とれていないと感じる方の割合は約3割、憂鬱で生きているのがつらいと感じるときがある方の割合は約5割となっています。

## 2 条例制定の考え方

本市では、これまで市民の健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病の予防や食生活等に対する具体的な目標を掲げた「健康食育あつぎプラン」を策定し、健康づくりに関する様々な施策に取り組んできました。

一方で、近年の急速な少子高齢化の進行や疾病構造の変化、新興感染症の影響などにより、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化しており、世代に応じた生活習慣病の予防、こころの健康の保持など、時代に即した健康づくりの推進が求められています。

また、令和6年度に新たに開始された国民の健康づくり運動「健康日本21（第三次）」では、基本的な方向性の一つに「社会環境の整備と質の向上」が掲げられており、健康づくりは個人の取組に加え、関係機関や団体、民間企業等と連携し総合的に取り組むことの重要性がさらに高まっています。

こうしたことから、本市の健康づくりのビジョンを将来にわたって永続的に市民に示し、市、市民、事業者、保健医療関係者、教育機関等が一体となって健康づくりに取り組むことにより、全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指して「厚木市未来へつなぐ健康づくり条例」を制定します。

## Ⅱ 厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の骨子

### 1 条例の題名

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例

#### 【市の考え方】

この条例の名称は、市、市民及び関係団体等が一体となって、地域全体で健康づくりを推進していくことを意味しています。「未来へつなぐ」と表現することで、全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すという決意が込められています。

### 2 目的

この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市民の健康づくりを推進するために必要な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

#### 【市の考え方】

「全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現に寄与すること」であることを明らかにしています。

また、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務や市民の役割等を明らかにすることを定めています。

### 3 定義

本条例における用語の定義を定めます。

- (1) 健康づくり 自らの心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための主体的な取組をいいます。
- (2) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (3) 地域団体 市内において活動を行う団体であって、営利を目的としないものをいいます。
- (4) 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。

#### 【市の考え方】

- (1) 「健康づくり」は、市民一人一人が、それぞれの状態に応じた活動を通して、心身ともに健康な状態を作り出し、高めていくことです。
- (2) 事業者は、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指します。なお、事業活動は、営利目的であるか否かを問いません。
- (3) 地域団体は、市内で公益的活動を行う団体で、自治会、こども会、老人クラブ、社会福祉協議会などの地域を基盤にした団体や、食生活改善推進団体などの健康増進に関する活

動を行う団体等をいいます。

- (4) 保健医療関係者は、保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等）を指します。
- (6) 教育機関等は、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学など学校教育法に規定する学校と、保育所など児童福祉法に規定する児童福祉施設を指します。
  - ア 学校教育法に規定する学校：小学校、中学校、高等学校、幼稚園等
  - イ 児童福祉法に規定する児童福祉施設：保育所、認定こども園等

#### 4 基本理念

- (1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人一人が健康づくりの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに継続的に取り組むこととします。
- (2) 市、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び教育機関が連携を図りながら協力し、誰一人取り残さない健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこととします。

#### 【市の考え方】

健康づくりを推進していく上での基本となる共通の2つの考え方を定めています。

一つ目は、健康づくりは、市民一人一人が健康への意識を高め、自らの問題として継続的に取り組んでいくことが前提となることを明確にするとともに、自身の心身の健康状態やライフステージに応じた活動に自ら進んで継続的に取り組むことです。

二つ目は、健康づくりに関わる様々な団体等の協働による取組に関するものです。健康づくりの推進は、個人の努力だけでは難しい側面もあり、一人ひとりの取組が継続できるように地域社会全体で支援する必要があります。そのため、多様な主体が相互に連携を図りながら協働して、全ての市民が健康づくりを実践できる環境の整備に努めることです。

#### 5 市の責務

- (1) 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施するものとします。
- (2) 市は、健康づくりに関する情報を収集するとともに、当該情報を市民へ提供し、これを共有することにより、健康づくりに関する意識の醸成及び向上に努めるものとします。
- (3) 市は、地域、教育機関、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に誰もが参加できるよう環境整備に努めるものとします。
- (4) 市は、健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、県及び他の市町村と連携を図るよう努めものとします。

#### 【市の考え方】

健康づくりを推進する上での市の責務として4項目を定めています。

- (1) は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施することを規定しています。
- (2) は、保健医療に関する情報や統計データの収集等を行い、広く周知することにより、健康づくりの気運の醸成に努めることを規定しています。
- (3) は、イベント、講座など、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に誰もが参加できる環境を整えることで、健康づくりのきっかけや継続的な取組につながることを期待されることから、環境整備に努めることを規定しています。

- (4) は、施策の効果的な実施のために、事業者や地域団体、保健医療関係者、教育機関といった関係団体以外にも、国や県（厚木保健福祉事務所を含む）、他市町村と連携を図るよう努めることを規定しています。健康増進法第5条の規定では、「国、都道府県、市町村は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」と定められています。

## 6 市民の役割

- (1) 市民は、基本理念に基づき、自らの健康は自らつくることを基本とし、健康に関心と理解を深めるよう努めるものとします。
- (2) 市民は、かかりつけ医（歯科及び薬局を含む。）を持つとともに、特定健康診査、がん検診、歯科健康診査その他の健康診査の定期的な受診等により、自らの健康状態を把握し、継続的に健康づくりを行うよう努めるものとします。
- (3) 市民は、地域医療を守るため、緊急性が高い場合を除き、診療時間内の受診を心掛け、医療機関の適正な利用に努めるものとします。

### 【市の考え方】

ここでは、健康づくりに関して市民が果たすべき役割を3項目定めています。

(1) は、市民は、自分の健康は自分で整えるという意識を持ち、自分の健康に対し関心と理解を深めるよう努めることを定めています。

(2) は、かかりつけ医（歯科・薬局）を持つことは、病気の早期発見・早期治療につながることやアドバイス等を受け健康に関する正しい知識を身に付けることができるなど日常の健康管理に大変メリットがあるため、かかりつけ医（歯科・薬局）を持つことを規定するとともに、健康診査や特定健診、がん検診、歯科健診などの法に基づく健（検）診の受診を通じて自らの健康状態を把握し、健康づくりに継続して取り組むことを規定しています。

(3)、地域医療は、市民の健康を支え、安心して暮らすためには欠かせないものであることから、将来にわたり安定した医療を受けることができる体制を確保するために、急を要しない症状での診療外受診（いわゆるコンビニ受診）などの不適切な医療機関の利用を避け、市民一人一人が適正受診の実施に努めるよう規定しています。

## 7 事業者の役割

- (1) 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとします。
- (2) 事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 【市の考え方】

事業者は、労働安全衛生法により快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ、働く者の健康を確保する必要があるため、職場環境の整備に取り組むよう努めることを定めています。

例としては、従業員の健康診断等の受診の促進や受診後のフォロー等を行うこと、受動喫煙の防止措置を講じること、長時間労働や過度のストレスを予防し休暇の取りやすい職場の体制づくりなどが挙げられます。

また、事業者は、市等が行う健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることを定めています。

## 8 地域団体の役割

地域団体は、自らの活動を通じて、市民の健康づくりに寄与するように努めるものとします。

### 【市の考え方】

地域団体による健康づくりに関する取組は、市民にとって活動のきっかけになるとともに、身近に仲間ができることによる継続的な取組への効果が期待されるため、市民の健康づくりに資する活動に取り組むよう努めることを定めています。

## 9 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

### 【市の考え方】

保健医療関係者は、保健指導、健康診査、検診、医療その他の保健医療サービスを市民がそれぞれの個人の状態に応じて適切に受けられるよう努めるとともに、それぞれの専門性に基づき、保健、医療に関する多様な正しい情報の普及啓発に努めることを定めています。

## 10 教育機関の役割

教育機関は、乳幼児、児童、生徒及び学生に対し、食育等の健康教育を通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めるものとします。

### 【市の考え方】

教育機関等は、子どもたちの基本的な生活習慣や豊かなところをはぐくみ、食育や歯・口の健康、飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する健康教育などを通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めることを定めています。

## 11 健康づくりの推進に関する計画

- (1) 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するための健康づくりの推進に関する計画（以下「健康づくり計画」という。）を策定するものとします。
- (2) 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
  - ア 市民の健康づくりの推進に関する基本理念と基本目標
  - イ 市民の健康づくりの推進に関する目標数値
  - ウ 前2号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための必要な事項
- (3) 市長は、健康づくり計画の策定に当たっては、市民を始めとする関係者から広く意見を聴くものとします。
- (4) 市長は、健康づくり計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するとともに、計画期間の最終年に評価し、その評価の内容を公表するものとします。
- (5) 前2項の規定は、健康づくり計画の変更について準用します。

### 【市の考え方】

本条例における健康づくりの推進に関する計画とは、健康増進法第8条第2項の規定により、市町村が策定する計画のことでありますが、具体的には、健康食育あつぎプランとなります。計画の策定や変更に当たっては、市民をはじめ、学識経験者や各関係団体等から広く意見を聴くことや内容を公表することを定めています。

#### 12 健康づくりの推進に係る施策

市は、次に掲げる事項に関する13から15までの施策を積極的に推進するものとする。

- (1) 身体健康づくりに関すること。
- (2) こころの健康づくりに関すること。
- (3) 歯及び口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要なこと。

### 【市の考え方】

健康づくりの推進に当たり、「身体」、「こころ」、「歯及び口腔」の施策について、積極的に推進することを定めています。

#### 13 身体健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、12健康づくりの推進に関する施策の(1)に規定する身体健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 栄養及び食生活に関する施策
- (2) 身体活動及び運動習慣に関する施策
- (3) 飲酒及び喫煙に関する施策
- (4) 生活習慣病の予防に関する施策
- (5) がんの予防、早期発見及び早期治療に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体健康づくりを推進するために必要な施策

### 【市の考え方】

健康増進法第7条第2項第6号に規定されている食生活、運動、飲酒、喫煙、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関することや、がんの予防、早期発見早期治療に関することなど、休養、歯と口腔に関する事項を除いた身体健康づくりに関する6項目について定めています。

なお、各施策の具体的な取組に関しましては、健康食育あつぎプランの中で示してまいりたいと考えております。

#### 14 こころの健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、12健康づくりの推進に関する施策の(2)に規定する心の健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) こころの健康に関する教育及び啓発活動に関する施策
- (2) こころの健康に関する相談及び支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こころの健康づくりを推進するために必要な施策

### 【市の考え方】

身体健康づくりの推進に関する基本的施策とこころの健康づくりの推進に関する基本的施

策を別立てで規定することにより、市民の皆様により分かりやすく、その重要性を認識していただけるとともに、本市が休養を含めた、こころの健康づくりの推進に積極的に取り組む姿勢を示すことになることから、このような形で定めています。

なお、各施策の具体的な取組に関しましては、健康食育あつぎプランの中で示してまいりたいと考えております。

#### 15 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、12健康づくりの推進に関する施策の（3）に規定する歯及び口腔の健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) むし歯、歯周病その他の歯科疾患の予防に関する施策
- (2) オーラルフレイル（心身の機能の低下を招くおそれのある口腔機能の虚弱な状態をいう。）の予防及び対策に関する施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までの定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用促進に関する施策
- (4) 口腔がんの予防及び早期発見に関する施策
- (5) 歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

#### 【市の考え方】

身体の健康づくりの推進に関する基本的施策と歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を別立てで規定することにより、市民の皆様により分かりやすく、その重要性を認識していただけるとともに、本市が歯科分野の健康増進に積極的に取り組む姿勢を示すことになることから、このような形で定めています。

なお、各施策の具体的な取組に関しましては、健康食育あつぎプランの中で示してまいりたいと考えております。

#### 16 協議会

- (1) 市は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市健康食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとします。
- (2) 協議会の委員の定数は、15人以内とします。
- (3) 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
  - ア 公募による市民
  - イ 社会福祉事業従事者
  - ウ 保健福祉関係団体の代表
  - エ 学識経験者
  - オ 関係行政機関の職員
- (4) 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (5) 委員は、再任されることができます。
- (6) 協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。

#### 【市の考え方】

市は、本市の健康づくりの推進を図るため、この条例の運用状況の点検等を行う仕組みとし

て、厚木市健康食育推進協議会の設置について規定したものです。協議会は本条例の運用状況に関しての点検、その他として、調査、審議等を行う機能を担うため設置するものです。

## 17 評価等

市長は、協議会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

### 【市の考え方】

この条例の運用状況の評価、その結果の措置について定めています。

市は、この条例の運用状況について、本市の健康づくりを推進する観点から評価を行い、必要な措置を行うものです。市民の健康を取り巻く環境は、変化していることもあり、条例で定めている内容と実態が合わなくなることも考えられるため、定期的に評価を行い、条例の見直しも含め、必要に応じた措置を行うことについて定めています。

5年を超えない期間とした理由は、本市の第11次総合計画が、令和8年4月1日に施行され、アクションプラン（基本計画）が1期、2期それぞれ5年で設定され評価されるため、条例の見直しも「5年単位」としたものです。

## 18 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

### 【市の考え方】

この条例に規定する事項の他に、条例の施行に関し必要な事項がある場合は、別に定めることを規定しています。

## 19 条例の施行日

この条例は、令和9年4月1日から施行します。（予定）

### 【市の考え方】

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例は、令和9年4月1日（予定）から施行します。

## 20 経過措置

この条例の施行の際、現に策定されている厚木市健康食育あつぎプランは、11計画の規定により策定された計画とみなします。

### 【市の考え方】

この条例の施行と併せて、既に策定されている第4次厚木市健康食育あつぎプランは、11健康づくりの推進に関する計画の規定のとおり、策定された計画とみなします。